

ID: 83

担当部署: 健康推進課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	大河原町国民健康保険条例 第12条から第14条まで		
例規番号	昭和34年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条から第15条までの規定による。</p> <p>第12条 大河原町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し50,000円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 大河原町は、世帯主又はその世帯にあった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は同条による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは50,000円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 大河原町は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及び条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対しその徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第15条 前条の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日